資料２

大規模災害被災地への職員派遣助成交付金交付要領の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
（目　的） 第１条　この要領は、次に掲げる災害により被災した市町村へ職員を派遣する市に対し経費の一部を交付することにより、円滑な被災地への職員派遣に寄与することを目的とする。 ⑴　東日本大震災 ⑵　熊本地震 ⑶　平成３０年７月豪雨 ⑷　令和元年台風第１５号及び台風第１９号	（目　的） 第１条　この要領は、次に掲げる災害により被災した市町村へ職員を派遣する市に対し経費の一部を交付することにより、円滑な被災地への職員派遣に寄与することを目的とする。 ⑴　東日本大震災 ⑵　熊本地震 ⑶　平成３０年７月豪雨

改正後

２３　大規模災害被災地への職員派遣助成交付金交付要領

（目　的）

第１条　この要領は、次に掲げる災害により被災した市町村へ職員を派遣する市に対し経費の一部を交付することにより、円滑な被災地への職員派遣に寄与することを目的とする。

(1)　東日本大震災

(2)　熊本地震

(3)　平成３０年７月豪雨

(4)　令和元年台風第１５号及び台風第１９号

（交付金の名称）

第２条　交付金の名称は、「大規模災害被災地への職員派遣助成交付金」（以下「交付金」という。）とする。

（交付金の対象）

第３条　交付金の対象は、派遣先市町村との連絡調整のための旅費、通信費、庁内事務費などとし、特に使途は限定しない。

（交付金の交付額）

第４条　交付金の交付額は、当該年度に派遣した実質年間派遣人員数に応じた額とし、その区分は別表に定める。実質年間派遣人員数は１年間を 1.0、６ヶ月間を 0.5、３ヶ月間を 0.25 として換算したものとする。

（交付申請及び交付決定）

第５条　交付金の交付を受けようとする市は、愛知県市長会が別に定める期日までに、交付申請書（様式第１号）により申請するものとする。

２　愛知県市長会は、交付申請書を受理したときは、内容を精査し、速やかに決定通知書（様式第２号）を市へ通知するとともに、別に定める期日までに交付するものとする。

（返　還）

第６条　愛知県市長会は、この要領に反すると認めたときは、当該市に対し交付金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２４年１１月２７日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年２月１４日から施行する。

別表

区分	実質年間派遣 0.25～1.0人	実質年間派遣 1.25～2.0人	実質年間派遣 2.25人以上
交付額	230千円	300千円	370千円

令和元年台風第１９号に係る長野県市町村への中長期的職員派遣一覧

【派遣決定人数】

市名	派遣人数	要請職種	派遣期間	派遣先団体
名古屋市	１人	土木	R1.12.1～R2.3.31（４か月）	長野市
豊橋市	１人	土木	R1.12.中旬～R2.3.31（３か月半）	千曲市
岡崎市	１人	土木	R1.12.1～R2.3.31（４か月）	佐久市
一宮市	１人	一般事務	R1.12.1～R2.3.31（４か月）	長野市
半田市	１人	土木	R2.1.14～R2.3.31（２か月半）	上田市
春日井市	１人	一般事務	R1.12.15～R2.3.31（３か月半）	長野市
豊田市	１人	建築	R1.12.15～R2.3.31（３か月半）	長野市
計	７人			

【長野県要請分（中部ブロック）】令和元年１１月１日依頼

市名	長野県 要請数	要請職種
長野市	26 人	一般事務（15）、土木（6）、建築（3）、電気（1）、機械（1）
上田市	４人	土木（4）
須坂市	２人	一般事務（2）
飯山市	５人	一般事務（5）
佐久市	６人	土木（5）、建築（1）
千曲市	６人	一般事務（2）、土木（2）、機械（1）、農業土木（1）
川上村	１人	農業土木（1）
小布施町	１人	一般事務（1）
	※51 人	

※最終要請人数。当初要請人数 36 人